

改 正 案	現 行																				
(手数料の免除) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。 (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。 (2) 国又は地方公共団体において公用に使用するため請求があったとき。 (3) 公費の扶助を受け、又は公費の扶助を受けようとする者からその必要に応じ請求があった場合で市長が特に免除する必要があると認めたとき。 (4) <u>前 3 号</u>に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたとき。	(手数料の免除) 第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。 (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。 (2) 国又は地方公共団体において公用に使用するため請求があったとき。 (3) 公費の扶助を受け、又は公費の扶助を受けようとする者からその必要に応じ請求があった場合で市長が特に免除する必要があると認めたとき。 (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたとき。																				
別表 (第 2 条関係)	別表 (第 2 条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ↳ 略 16</td><td>略</td></tr> <tr> <td>17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料</td><td>1 通につき 300 円 _____ _____ _____ _____</td></tr> <tr> <td>18 ↳ 略 21</td><td>略</td></tr> <tr> <td>22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)</td><td>1 通につき 300 円 _____</td></tr> </tbody> </table>	手数料の種類	手数料の金額	1 ↳ 略 16	略	17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき 300 円 _____ _____ _____ _____	18 ↳ 略 21	略	22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)	1 通につき 300 円 _____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th><th>手数料の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ↳ 略 16</td><td>略</td></tr> <tr> <td>17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料</td><td>1 通につき 300 円 (キオスク端末による申請に基づく交付 (住民票の写しの交付に限る。) にあつては、1 通につき 200 円) _____</td></tr> <tr> <td>18 ↳ 略 21</td><td>略</td></tr> <tr> <td>22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)</td><td>1 通につき 300 円 (キオス</td></tr> </tbody> </table>	手数料の種類	手数料の金額	1 ↳ 略 16	略	17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき 300 円 (キオスク端末による申請に基づく交付 (住民票の写しの交付に限る。) にあつては、1 通につき 200 円) _____	18 ↳ 略 21	略	22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)	1 通につき 300 円 (キオス
手数料の種類	手数料の金額																				
1 ↳ 略 16	略																				
17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき 300 円 _____ _____ _____ _____																				
18 ↳ 略 21	略																				
22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)	1 通につき 300 円 _____																				
手数料の種類	手数料の金額																				
1 ↳ 略 16	略																				
17 住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料	1 通につき 300 円 (キオスク端末による申請に基づく交付 (住民票の写しの交付に限る。) にあつては、1 通につき 200 円) _____																				
18 ↳ 略 21	略																				
22 香芝市印鑑条例 (平成 3 年条例第 18 号)	1 通につき 300 円 (キオス																				

改 正 案		現 行	
	の規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料	の規定に基づく印鑑登録証明書の交付手数料	ク端末による申請に基づく交付にあつては、1通につき200円)
23 〃 略 30	略	23 〃 略 30	略
31	奈良県屋外広告物条例(昭和35年4月奈良県条例第17号)第5条第1項又は第8条の規定に基づく広告物許可申請手数料	31	奈良県屋外広告物条例(昭和35年4月奈良県条例第17号)第5条第1項又は第8条の規定に基づく広告物許可申請手数料
	広告物の種類に応じて、次_____に定める額 (1) 広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物 1個につき広告物の面積を5平方メートルで除して得た数(1未満の端数を生じたときは、<u>1に切り上げる。</u>)に1,500円を乗じて得た額 (2) 〃 略 (7)		広告物の種類、数量、大きさにより次に定める額 (1) 広告塔、アーチ広告物、屋上広告物、建植広告物、軒下広告物、塀垣広告物等の広告物 1個につき広告物の面積を5平方メートルで除して得た数(1未満の端数を生じたときは<u>1に切り上げる。</u>)に1,500円を乗じて得た額 (2) 〃 略 (7)
32 〃 略 40	略	32 〃 略 40	略